

## さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

雇用失業情勢は、完全失業率が5.1%、有効求人倍率が0.44倍（平成21年10月）と依然、厳しい情勢を示し、年末・年度末に向けてさらなる悪化も懸念されています。

政府は、10月23日に「緊急雇用対策」を取りまとめましたが、早急に財政措置も考慮した、もう一段の緊急雇用対策を講じる必要があります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐため、下記の事項について一層の取り組みを行うよう強く要請します。

### 記

- 1 セーフティネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。
- 2 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の対象とならない求職者への第2のセーフティネットとして、恒久化を図ること。
- 3 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障をきたさないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
- 4 第2の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月8日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて